

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成18年12月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町149番地

株式会社和泉管工

代表取締役 竹市 満男

2 廃止届出年月日

平成18年11月30日

(上下水道局水道部給水課)